コンプライアンス規程

公益社団法人日本けん玉協会

（目的）

第1条　本規程は、公益社団法人日本けん玉協会（以下「協会」という。）の協会理念に則り、コンプライアンス（法令等の遵守をいう。）の推進に必要な事項を定め、もって公正かつ適正な事業活動及び協会の社会的信頼性の向上を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条　協会の全ての役員、社員及び職員（派遣契約その他の契約に基づき協会の事業に従事する者を含む。（以下「社員及び職員」という。））は、協会理念に則り、事業活動の遂行に際しては、コンプライアンスを最優先とする。

（定義）

第3条　本規程におけるコンプライアンスとは、社員及び職員が事業活動遂行において、法令、定款、諸規程及び内規等の文書化されたルール等（第6条の禁止規定を含む。以下「法令等」という。）、並びに社会的良識や法人倫理を遵守することをいう。

（理事長の責務）

第4条　理事長は、コンプライアンスへの取り組みを事業活動の基本方針とし、コンプライアンス推進体制の整備及び維持向上に努めなければならない。

（社員および職員の責務）

第5条　社員及び職員は、第2条の基本方針を踏まえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会的良識や法人倫理に基づいて事業を遂行しなければならない。

2　社員及び職員は、売買、請負、委託先等の契約を行なうときは、契約の相手方が法令及び契約を遵守し、不正が生じないように監視、調査等必要な措置をとらなくてはならない。

（社員及び職員の禁止事項）

第6条　社員及び職員は、次の各号に掲げることを行ってはならない。

（1）　自ら法令等に違反する行為をすること

（2） 他の社員及び職員等に対し、法令等に違反する行為を指示・教唆すること
（3） 他の社員及び職員等の法令等に違反する行為を黙認すること
（4） 事業上知り得た秘密情報を漏洩すること
（5） 会員（正会員、活動会員、支援会員、名誉会員）を主たる対象とした事業を理事長の承認なく私的に行うこと
（6） 役員及び職員に限らず、会員、取引先等の他の事業主の職制、身分、性別を問わず、協会の事業に従事する全ての者にハラスメント防止規程に規定されるハラスメント相当の言動をとること

（コンプライアンス違反行為等の通報等）
第7条 社員及び職員は、コンプライアンス違反又はそのおそれがある行為等（以下、「コンプライアンス違反行為等」という。）を発見した場合、通報又は相談（以下「通報等」という。）しなければならない。
2 協会は、前項の通報等に備えて、コンプライアンス通報等受付窓口（以下「通報等受付窓口」という。）を設置する。
3 前項の通報等受付窓口は、公益通報者保護規程第3条に基づいて設置される公益通報者保護制度に係る通報等受付窓口と兼ねるものとし、前項の通報等受付窓口で受け付けられた通報等は公益通報者保護規程第6条ないし第 21 条によって処理する。ただし、前条第6号の禁止事項については、通報者等の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮しなければならない。

（懲戒処分）
第8条 協会は、法令等に違反する行為をした社員及び職員を厳正に処分する。
2 役員の処分の内容は、理事会の決議によるものとする。ただし、解任の場合は、定款第 18 条に従い、社員総会の議決によるものとする。
3 職員の処分の内容は、就業規則等に基づき懲戒処分に付するものとする。

（コンプライアンスのための教育）
第9条 協会は、社員及び職員等に対してコンプライアンスに関する正しい知識を付与し、意識の向上を図ることを目的として、日常的な意識啓発を行うとともに、コンプライアンスに関する研修を実施する。
2 研修への参加を命ぜられた社員及び職員は、必ず受講しなければならない。

（コンプライアンス推進組織）
第10条 協会のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

（1）コンプライアンス統括責任者（理事長）
（2）コンプライアンス実施責任者（専務理事）
（3）コンプライアンス推進責任者（事務局長）
（4）コンプライアンス事務局
（5）コンプライアンス委員会

（コンプライアンス統括責任者）
第11条 協会のコンプライアンス統括責任者（以下「統括責任者」という。）は、理事長とする。
2 統括責任者は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
3 統括責任者の役割・権限は以下のとおりとする。
（1）コンプライアンス施策の実施の最終責任者
（2）コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
（3）コンプライアンス委員会の委員長

（コンプライアンス実施責任者）
第12条 協会は、コンプライアンス推進に関する施策の円滑な実施のため、コンプライアンス実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置く。
2 実施責任者は、理事の中から理事長が指名する専務理事をもって充てるものとし、コンプライアンス事案への対応に関して理事を統括する。

（コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進担当者）
第13条 協会は、協会内におけるコンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）及びコンプライアンス推進担当者を置く。なお推進責任者又は推進責任者が欠ける場合は理事長の指名する者がその職を代行する。
2 コンプライアンス推進責任者は、事務局長をもって充てる。
3 理事は、所掌する事項に関するコンプライアンス事案について、前項に定める推進責任者の職務遂行を監督する。

（コンプライアンス事務局）
第14条 コンプライアンス事務局は、協会事務局とする。
2 コンプライアンス事務局は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。

3　コンプライアンス事務局は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項を実施責任者及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

（コンプライアンス委員会の職務）
第15条 コンプライアンス委員会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。
（1） コンプライアンス施策の検討と実施
（2） コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
（3） コンプライアンス違反行為についての調査・分析・検討
（4） コンプライアンス違反行為についての再発防止策の策定
（5） その他、統括責任者が諮問した事項

（コンプライアンス委員会の構成）
第16条 コンプライアンス委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
（1） 統括責任者（理事長）
（2） 実施責任者（専務理事）
（3） 推進責任者（事務局長）
（4） 統括責任者が指名する者（法律学・公益法人制度の専門家等の有識者を含む。）
2　委員長は統括責任者、副委員長は実施責任者が務めるものとする。

（委員の任期）
第17条 前条の委員の任期は、定款16条に定める役員の任期によるものとする。

（コンプライアンス委員会の開催）
第18条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、定例委員会として毎年1回（原則として4月）、開催する。
2　委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会を招集することができる。
3　理事会は、必要に応じて委員会の招集を求めることができる。

（守秘義務）
第19条 委員長及び副委員長は、定期的に理事会に対し、第15条に規定する委員会の職務の執行状況について、報告しなければならない。ただし、公益通報者保護規程によるものは、公益通報者の氏名又はその特定が可能となる事項を除くものとする。

（理事会への報告）
第20条　協会及びこの規程に定める事業に携わる者は、コンプライアンス委員会の審議を行う上で知り得た審議事項に関する情報のうち、次の各号に掲げる情報を正当な理由なしに開示・漏洩してはならない。守秘義務は、この規程に定める事業の担当及び委員を退任した後も継続するものとする。
（1）個人情報などの人権を侵害する恐れのある情報
（2）独創性または特許権などの知的財産権の保護に支障が生じる情報

（変更及び廃止）
第21条　この規程は、理事会の議を経て、変更又は廃止することができる。

附則
1 本規程は、令和6年12月20日から施行する。